

出題趣旨・採点基準（民法） 配点 100 点

第 1 問は、錯誤取消しの要件及び取消しと第三者との関係に関する問題であり、平成 29 年法律第 44 号（民法の一部を改正する法律）による改正を踏まえ、動産取引に関する問題であることに留意しつつ、基本的な理解を展開する能力を問うものである。第 2 問は、請負契約に基づく報酬請求とそれに対する抗弁に関する問題であり、平成 29 年法律第 44 号（民法の一部を改正する法律）による改正を踏まえ、契約不適合を理由とする各種救済手段の行使の可否及び請負目的物に生じた拡大損害の処理を含めた債務不履行全般に関する基本的な理解を展開する能力を問うものである。これによって、基本的な法律科目に関する基礎的学識を習得し、法的な思考・判断力、理解・分析力及び表現力を備えているかどうかを判定した。